

地域づくり交付金交付要綱取扱要領

- 1 要綱第2条中の「地域づくり計画」の計画期間は概ね5年間とし、協議会は、期間満了に伴う更新に加え、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 2 要綱第4条第1項第2号中の「住み良い地域社会の形成のため市長が必要と認める事業」には、平成21年度において、市の法定外公共物整備事業交付金・補助金、単市土地改良事業補助金及び反射鏡設置等補助金の対象事業となるものを含むものとする。
- 3 要綱第5条に定める経費の支出に関しては、次のとおり取り扱う。
 - (1) 協議会を構成する各団体が地域づくり計画に基づく活動を個別に行う場合には、協議会から各団体に補助金として支出し、支出の詳細に関する会計処理は各団体の会計処理により行なってよいものとする。
 - (2) 前号のほか、協議会を構成する各団体が地域づくり計画に基づく活動を個別に行う場合には、経費の領収書等は当該団体宛のものでよいものとする。
- 4 要綱第12条に定める実績報告書に関しては、協議会は、3の(1)に該当する場合には、実績報告書(様式第16号)に構成団体が作成した事業実績書(様式第17号)及び収支決算書(様式第18号)を添付するものとする。
- 5 要綱第16条に定める交付金の会計処理に係る検査に関しては、次のとおり取り扱う。
 - (1) 四半期に一度を目安に、地域交流センター所長が関係帳簿等の検査を行なうものとする。
 - (2) 前号の検査のうち一度は、実績報告書について行なうものとし、当該年度の検査結果を別記様式により地域生活部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。